再犯防止推進計画に基づく保護観察所と居住支援法人の連携の実際

株式会社あんど
相談支援専門員　新井晴代

【再犯防止推進法】

再犯の防止等の推進に関する法律　概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

1　犯罪をした者等　犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
2　再犯の防止等　犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

1　犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
2　犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
3　犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
4　調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

1　国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
2　地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

1　国及び地方公共団体の相互の連携
2　国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
3　国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
4　民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

1　政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
2　再犯防止推進計画において定める事項
（1）　再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
（2）　再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
（3）　犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
（4）　矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
（5）　その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
3　法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
4　少なくとも５年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第 10 条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等
1　特性に応じた指導及び支援等（第 11 条）
2　就労の支援（第 12 条）
3　非行少年等に対する支援（第 13 条）

社会における職業・住居の確保等
4　就業の機会の確保等（第 14 条）
5　住居の確保等（第 15 条）
6　更生保護施設に対する援助（第 16 条）
7　保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第 17 条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備
8　関係機関における体制の整備等（第 18 条）
9　再犯防止関係施設の整備（第 19 条）

再犯防止施策推進に関する重要事項
10　情報の共有、検証、調査研究の推進等（第 20 条）
11　社会内における適切な指導及び支援（第 21 条）
12　国民の理解の増進及び表彰（第 22 条）
13　民間の団体等に対する援助（第 23 条）

【地方公共団体の施策】（第 24 条）
国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

1　公布の日から施行
2　国は、この法律の施行後５年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

【再犯防止推進計画】
計画の概要

Ⅰ　計画の概要

1　計画の策定趣旨・目的

誰もが安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした人等が再び犯罪をすることがないよう、社会全体で再犯防止に向けた取組を行う必要があります。

これまで、再犯防止の取組は主に刑事司法機関が施策として行ってきましたが、犯罪をした人等の課題は、就労、住居、保健・医療、福祉等多岐にわたっており、再犯防止を推進するためには、刑事司法機関や警察のみならず、県、市町村、民間団体等、そして県民の皆様の御理解・御協力を得ながら地域社会が一丸となって取り組む必要があることから、その取組指針として「千葉県再犯防止推進計画」を策定します。

【再犯防止推進計画】
計画基本理念

２　計画の基本理念

2016 年（平成 28 年）12 月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、「再犯防止推進法」という。）の基本理念のもと、犯罪や非行をした人たちも様々な生きづらさを抱えた「ひとりの県民」であると理解し、その人が社会で孤立することなく県民の協力を得て地域で支えられながら円滑に社会復帰することを通じて、「県民が受ける犯罪被害の防止」や「安全で安心して暮らせる社会の実現」を図ります。

また、再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした人等がその責任を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること、並びに自ら社会復帰のための努力をしていくことが重要であるとの認識の下に、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害することのないよう、犯罪被害者等に対する十分な配慮をもって行うものとし、その上で犯罪をした人等を地域社会の一員として迎え、支え合うことにより、「誰もが暮らしやすい千葉県づくり」を推進します。

【再犯防止推進計画】
計画の位置づけ及び対象者

「千葉県再犯防止推進計画」は、再犯防止推進法第８条第１項の規定に基づく地方再犯防止推進計画と位置づけます。

また、本計画の対象者は、同法第２条第１項の規定に基づき「犯罪をした人等（犯罪をした人又は非行少年若しくは非行少年であった人をいう。）」とし、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。）に収容されている人や保護観察対象者のほか、微罪処分となった人、起訴を猶予された人、罰金・科料となった人、刑の全部の執行を猶予された人を含むものとします。

刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率

県内の検挙人員は減少傾向にあるものの、再犯者数は検挙人員ほど減少しておらず、再犯者の割合（再犯者率）は５割弱を推移しています。

○　新受刑者中の再入者数・再入者率

刑務所入所者は減少傾向にあるものの、再入所に係る犯行時の居住地が千葉県であった人の割合は50％以上を推移しており、初めて刑務所に入所した人よりも再入者の方が多い状況が続いています。

図３　新受刑者中の再入者数・再入者率【千葉県】

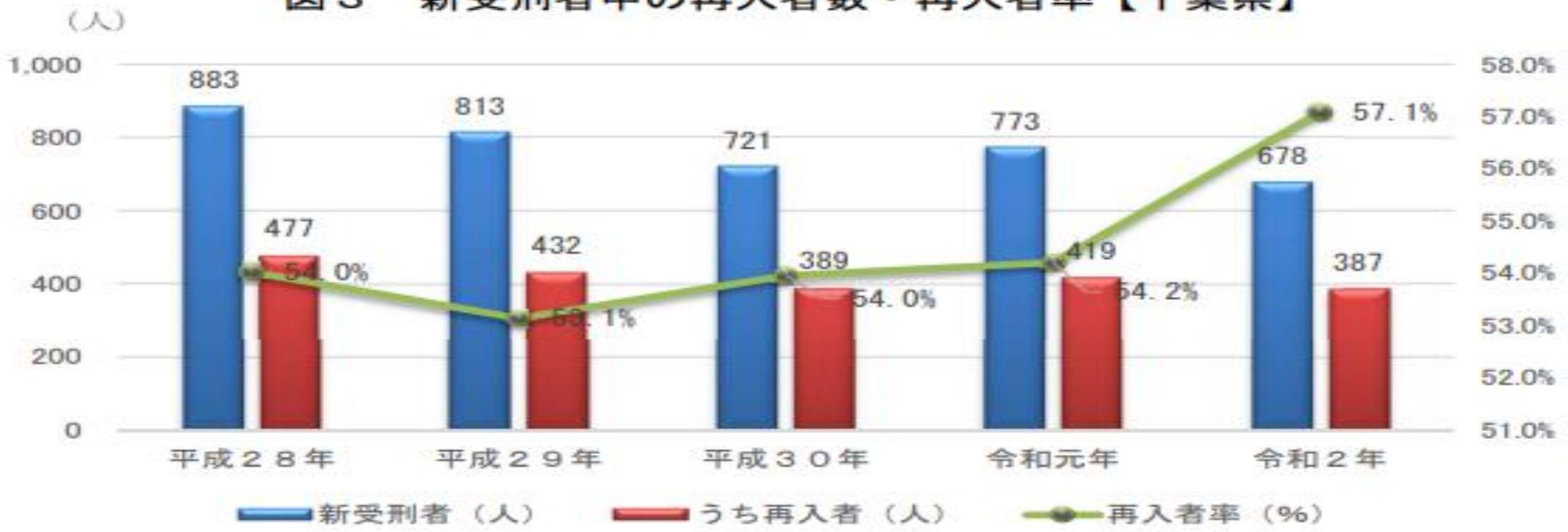

出典：法務省提供データ

Ⅲ　重点課題

1　社会復帰に向けた包括的支援体制の整備（千葉県独自の重点課題）

犯罪をした人等に対する切れ目のない生活支援の推進

2　個別課題の解決に向けた重点課題

（１）県・市町村、国、民間団体の連携強化
（２）社会における居場所の確保
（３）保健医療・福祉サービスの利用の促進
（４）非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施
（５）犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等の実施
（６）民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進

千葉県地域再犯防止推進モデル事業

（犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制検証事業）

新たな仕組み

刑務所・少年院

保護司会連合会

更生保護施設

自立準備ホーム

関係機関会議
（ケース会議）

本人

①アセスメント・
支援方針の決定

中核センター

県指導課

定着センター

千葉保護観察所

千葉地方検察庁

住居支援機関

市町村住宅課

更生保護施設　自立準備ホーム

就労支援機関

就労支援事業者機構
ハローワーク

福祉関係機関

自治体福祉部局　福祉事務所

医療関係機関

医療機関
精神保健福祉センター

就学支援機関

教育委員会・学校

更生支援機関

保護司及び更生保護ボランティア団体

地域の中核地域生活支援センター

②支援ニーズに係る調整等

③関係機関とともに生活支援の実施

支援対象者の生活が安定するまでのフォローアップ

支援対象者の地域への定着
（各市町村福祉関係機関等へ引継）

支援の内容

①千葉保護観察所、千葉地方検察庁及び矯正施設と協働して、矯正施設等に在所中の本人と面談して、アセスメントを実施
②関係機関と連携した支援対象者のニーズに即した支援チームを立ち上げ、各種支援に係る調整
③支援対象者に寄り添って生活支援を実施

連携支援事例①

■知的障害がある方（Oさん）の例

プロフィール

- ６８歳男性。知的障害B-1。幼少期に両親他界、小・中共に特別支援学級。 １１歳で養護施設入所。中学卒後、就労するも１年定着せず。収監歴３回。両耳鼓膜損傷、右耳はほぼ聞こえない。

触法の背景

- 居住地も日本全国転々とし、生活の中で窃盗を繰り返し常習累犯窃盗で逮捕、収監歴３回。所持金なく出所、行く宛なくホームレス支援団体施設等に入居するも定着せず、窃盗のルーティン。
- 幼少期から人との関係構築が希薄。相談する機会があっても知的、身体機能的に理解に繋がりにくく、社会ルール認識の乏しさにも影響している。

面談・見立

- 社会復帰調整官から出所後の地域暮らしに支援環境を整える必要があると相談をうけ、訪問面　　談。対象者報告と実際の印象は異なった。その場を繕う＝自分一人で出来る意思表示が強い。
- 特性(障害・機能・成育歴)を見極め、その方にあった環境(アプローチ含)、支援体制の構築。
- 支援機関との情報共有。

地域生活

- 単身生活歴もあり、ご自身で出来ることが多く家事全般自立。
- 新生活に伴う申込及び各種申請、変更事項等、体調管理に伴う手配。障害福祉サービス(計画相談・自立生活援助・居宅介護・就労継続)・通院先検討
- 計画的な金銭使用が苦手なため、金銭管理管理等援助サービスの委任契約を結ぶ。
- ご自身の参加する場所、過ごし方の見通しが立ち、安定した生活を継続されている。

保護観察所との連携

- 満期出所の為、保護観察所支援対象者ではないが、刑余中、出所時支援環境、体制整備ケースとして、情報報告、共有。活用出来る制度、資源等、情報共有しながら課題対応に努めている。

連携支援事例②

■パーソナル障害がある方（sさん）の例

プロフィール

- 65歳男性。両親、３人兄妹(末子)大学卒業後、企業就職(短期間で退職)趣味はDIY、あるもので何かを作ることが好き。収集好き、処分は出来ない。

触法の背景

- 両親との三人暮らし。父は身体障害を持ち、母親が介護。その母も脳内出血罹患。介護保険料未払いのため介護保険サービスが受けられず入院。
- Sさんへ報告なく、転院、葬儀等完了させた。母親への思いの強さと恨みから犯行に至る。

面談・見立

- パーソナル障害から個性的な思考、解釈があり、意思確認、同意を得ることに時間を要した。
- 本人意志だけでは難しい課題もあり、キーパーソン(実兄)の協力、保護司との連携を図りながら支援体制を作る。

地域生活

- 収集が好きで、ゴミステーションから資源を持ち帰る。
- 近所のスーパーで草刈りを行う。
- 声掛けをしてくれる大家さんとは会話もできる=住みやすい場所
- 生活支援課、管理会社等からの連絡には応じないことが多い→注意喚起

保護観察所との連携

- 保護司面談内容、居住支援法人面談内容、管理会社応対内容(近隣住民クレーム含)、都度共有している。
- 地域暮らし継続に伴う対処・対応(各種更新等)が出来ず、注意されたことをきっかけに支援者間と連絡及び面談が出来なくなる。
- 地域暮らし継続のために、関係機関で情報共有し、役割分担等検討、課題解決に努める。